

平成24年第4回  
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成24年12月13日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	柴沼	広君
副議長	14番	海老澤	勝君
	1番	畑岡洋	二君
	2番	橋本良	一君
	3番	小磯節	子君
	4番	飯田正	憲君
	5番	石田安	夫君
	6番	鹿志村清	一君
	7番	蛭澤幸	一君
	8番	野口	圓君
	9番	藤枝	浩君
	10番	鈴木裕	士君
	11番	鈴木貞	夫君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊	雄君
	15番	萩原瑞	子君
	16番	中澤	猛君
	17番	上野	登君
	18番	横倉き	ん君
	19番	町田征	久君
	20番	大関久	義君
	22番	小園江	一三君
	23番	石崎勝	三君

欠席議員

21番 市村博之君

出席説明者

市長 山口伸樹君

副市長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	深澤悌二君
総務部長	阿久津英治君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	神保一徳君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	藤田幸孝君
教育次長	塙栄君
消防長	小森清君
会計管理者	高安行男君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	海老沢耕市君

---

出席議会事務局職員

議会事務局長	伊勢山正
議会事務局次長	石上節子
次長補佐	飛田信一
係長	瀧本新一

---

議事日程第3号

平成24年12月13日(木曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前9時59分開議

#### 開議の宣告

○議長（柴沼 広君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は23名です。本日の欠席議員は、21番市村博之君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

---

#### 議事日程の報告

○議長（柴沼 広君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（柴沼 広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、22番小園江一三君、23番石崎勝三君を指名いたします。

---

#### 一般質問

○議長（柴沼 広君） 日程第2、一般質問を行います。

最初に、6番鹿志村清一君の発言を許可いたします。

○6番（鹿志村清一君） ただいま議長により許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたしたいと思っております。議席番号6番、政研会の鹿志村清一でございます。

1問目として、秋葉原 - 笠間間の高速バス運行の乗り入れについてお伺いいたしたいと思っております。

ことし12月1日より、利用者からの料金の定額化要望を受けて、高速バスの秋葉原 - 笠間間の運行運賃が定額に改定されました。事業者の経営運行悪化の中での改定と聞きますが、市民の利便性維持のために行政は何をすべきかということについてお伺いいたしたいと思っております。

まず、1点目といたしまして、高速バスの再開のために市長及び議長の要望が平成19年9月にされたということでございますけれども、震災緊急支援バスの利用ということもありまして、本年6月に再開されたわけでございます。当初は災害支援ということで特別料金でありましたが、その後の料金改定で乗降客の減少に悩まされていたということでございます。その後、要望により事業者は、今回12月1日より往復券が2,500円と改定した形で運行されているということ、この状況下で笠間市は公共の観点から利用状況について大きな関心を持つべきであると考え、行政としてどのような関心を払い、施策展開を図るのかということについてお伺いいたしたいと思っております。

まず、第1点目でございますけれども、笠間市の観光、商業、産業の誘客について、観光協会、商工会、農協、社寺、個々の事業者への高速バスを利用した企画の提案を図ることが必要と考えます。その場合、大きな意味で、事業者団体で考えられるものと、個々の事業者が考えるものと、その折衷で考えるものの3通りの企画が考えられると思っておりますけれども、その点についてどのように考えておられるかということについてお伺いいたしたいと思っております。

特に、高速バス運行について、市長は強い期待を抱いて、運行については市長と議長名で要望しているという経緯もございます。これに事業者がこたえる形で取り組んだということであると受けとめております。

2点目としては、行政として高速バス乗車利用率の向上による高速バス乗り入れの安定化を図ることについて、行政は期待にこたえるべきであると考え、お伺いいたしたいということでございます。

さらに、地勢的に茨城中央部の笠間市において、高速道路の利便性の活用、JR鉄道、茨城空港の利便性を市民に享受できる体制を創造することが求められているわけでございますけれども、3番目として、高速バスの路線維持のための利用率向上、そういうことについての補助金についてお伺いいたしたいと思っております。

補助金を考える手だてとして、茨城県では、茨城周遊観光促進事業を期間限定で行っているわけでございます。3.11震災や原発風評被害で落ち込んでいる観光回復のために、旅行会社は無償で観光バスの提供をする格安の旅行商品の造成を促し、団体客の誘致に取り組んでいるわけでございます。申し込み申請期間が6月から12月31日までということで、宿泊団体は20名以上、また対象の日帰り団体は30名以上と、申し込み受け付けは2期で約700台分の予算を計上しているというお話の内容でございます。提供の内容としては、バスの運行費用、人件費、燃料代等でございます。有料道路代、駐車場代、運転手の宿泊費は別途負担ということでございます。

事業規模としては、県が行うので規模が違いますが、このようなことまで企画対策しているわけでございます。

それを考えますと、高速バスの利用率の向上ということについて、笠間市がしっかりと

考えていく必要があるのではないかと考え、お伺いいたすわけでございます。

12月より往復料金の定額化が始まったわけですが、しばらく状況の推移を見守る必要があると思います。利用率向上について、さまざまな角度から企画を仕掛ける必要があり、補助金には、観光協会を通じてするものや市が直接補助するもの、補てんするものなどがあると思います。そういう点について、いかが受けとめ方かということについてお伺いいたしたいと思います。

2問目といたしまして、笠間市内トイレ施設のあり方という大ざっぱな質問の内容通告でございますけれども、この点について2問目として質問いたします。

健康都市かさま宣言により、健康な体力づくりが市の重点施策となっている今、教育はもとより、観光と健康のためのまちづくりが期待されております。笠間を訪れる人も、笠間健康づくりのまちのもてなしの享受による感動も大切ではないかと考える次第でございます。

少子高齢化社会に入り、健康都市宣言を実現し、体感して暮らすことは重要と考えております。まさに山口伸樹市長の施策展開としての大きな重点施策というこのテーマは、非常に有効な魅力あるものだと私も受けとめております。

健康づくりのための入り込み客ということについても、この健康都市宣言というものを有効に生かしていく健康長寿社会への地域の魅力の発見は、笠間観光にうってつけかもしれません。愛宕山から吾国山、長沢林道から難台山、スズランの群生地もでございます。朝房山、仏頂山と、健康ウォーキングに気安く出かけられる環境を整備する必要があると思います。トイレの整備は必要であり、観光としてもリピーター率を向上させるには、また来たいという思いを抱いて帰っていただくためにも、特に女性への配慮が必要で重要であると考えます。

まず、トイレの施設について、1点目は、市内ハイキングルート等でのトイレの整備、用を足せて水がある、または携帯トイレ用品で汚物などを処理できるブースの簡易な整備を考えてはいかがかということについてお伺いいたします。

2点目といたしまして、道路のさらなる整備とともに、トイレ案内板、案内パンフレットにトイレ箇所の案内等をしてはどうかということについてお伺いいたしたいと思います。

3問目といたしまして、トイレについて、年一、二回でもよいと思いますけれども、観光協会、体育協会、文化協会、商工会関係、市民団体等が、笠間市における意見交換、協議の機会を設けるべきと考えますが、いかがかとお伺いいたします。

続きまして、3問目、住宅市街地内道路の路面改修についてお伺いいたします。

市内各所におきまして、路面の亀裂、損傷が目立ち、路面のたわみが目立つ。特に夏場を過ぎ、路面がくぼんだ状態や上下水道のふたなどの補修箇所が、被災地笠間市民の目で見られております。行政担当者も、まだまだ災害復旧に追われているものと受けとめておりますけれども、笠間市内においては市街地の現状もようやく落ちついてきたと受けとめ

ますけれども、広範囲なことで大変な問題であるなということで、職員の皆さん、そして執行部の配慮、本当にご苦労なことだと思います。

笠間市内の、特に友部、岩間地区では民間事業者の住宅団地があり、住宅の密度から道路整備への声も大きい。私の住んでいる大田町地区でも、地盤の弱いところがございます。住宅供給公社や労住協の宅地開発から25年以上たって、震災での補修や老化による改修が望まれています。

以前、議会におきまして、公共施設のファシリティマネジメント、リサイクルコストの議論がされました。身近な例として、私の住んでいる、今回は松山団地についてお伺いいたしたいと思います。

以前、区長さんから、震災後、道路のセンターラインや停止線が消えかかり、雨の後、355号線から松山団地中央を抜けて友部高校グラウンド丁字路を行くところのクラックがあらわになり、走行についても路面の安定性を欠いてきた。根本クリニックの前の坂にもクラックが多数見られる。団地内の道路の路面補修の必要性があるのではないかと。区長さんから、団地内の全面的な区画線などの設置要望もしたいとお話を承っております。

笠間市内でも、団地ができて相当の期間が経過しているところがございます。どのように考えているのかということについてお伺いいたします。

まず、通告の1問目といたしまして、松山団地内に路面の傷んでいるところ、クラックのひどいところがふえてきております。路面改修はどのように考えているのかお伺いいたしたいと思います。

また、2点目といたしまして、センターラインを初めとした停止線などの改修について、どのように考えているのかお伺いいたします。

このことは、松山団地を身近な例として質問いたしますけれども、至るところ笠間市内そのような状況のところが見受けられます。行政としてしっかりと、財政も厳しい中でどういう対応していくかということ、そういうことも含めてご答弁をいただければと思います。

第1回目の質問を終わります。

○議長（柴沼 広君） 産業経済部長神保一徳君。

〔産業経済部長 神保一徳君登壇〕

産業経済部長（神保一徳君） 6番鹿志村議員の質問にお答えいたします。

高速バスを利用した笠間市の観光及び産業等への誘客についてお答えいたします。

現在の高速バスの運行時間は、笠間から秋葉原へ行ってビジネスやお買い物などが便利な時間帯に設定をされているところがございます。都内の方が秋葉原から第1便でございます10時20分発のバスに乗りますと、13時に笠間に着くこととなりますので、観光には若干不向きであるという状況でございます。

毎月1回、観光協会、商工会、笠間焼協同組合、稲田石材商工業協同組合、笠間工芸の

丘で構成した商工観光関連団体連携会議を開催しておりまして、観光事業の調整、課題の検討等を行っております。その中で、高速バスの観光及び商業等産業への誘客ということでも話し合っておりまして、さきで開催しました菊まつりで、広告バス、ラッピングバスの実施や臨時バス菊まつり号の運行を行ったところでございます。

この臨時バスでございます菊まつり号につきましては、初めての実施ということで、PR時間が少なかったということもあり、十分に利用されたとは言えませんでした。新聞等に記事として取り上げられることもありましたので、PR効果はそれなりに大きなものがあつたものと考えております。

また、臨時バスを運行した結果、笠間に来ていただいてからの市内をどうやって周遊していただくかという手段や散策のメニューづくりなど、新たな課題を発見することもできました。

今後は、それらの点を検討しながら、菊まつりなどイベント時にも誘客ができないものが、また、笠間観光協会が実施しています周遊型旅行商品でございます笠間発見伝のメニューと連携できないかなど、関係機関と協議しながら産業面の活動について推進していきたいと考えております。

続きまして、笠間市内のハイキングコースのトイレのあり方についてというご質問いただきましたので、お答えいたします。

市内ハイキングルートなどでのトイレの整備等のご質問でございますが、主な市内のハイキングルートであります愛宕山や佐白山、北山公園など、入り口にはトイレが整備されております。新しいトイレの設置を考えた場合には、さまざまな問題がございます。自然を楽しみに来られる方の景観上の問題、水の問題、汚物処理などの維持管理の問題がございます。

また、ハイキングルートにつきましては、ほとんどが県立自然公園内や国有林にございますので、県や森林管理者との協議が必要になります。以上、十分検討してまいります。

次に、トイレの案内板、観光案内パンフレットにトイレの案内を入れたらどうかというご質問でございますが、愛宕山のハイキングルートにつきましては、現在、笠間・吾国愛宕県立自然公園協議会で、震災による危険箇所や道標などを再点検する計画でございます。そのときに、道標の中にトイレのマークを表示していきたいと考えております。

また、案内パンフレットにトイレの案内ということでございますが、同協議会で作成したハイキングマップには既存のトイレのマークも表示がしてございます。今後、市全体の新しいパンフレットをつくるようなときには、利用者の利便を図れるようトイレの表示を加えていきたいと考えております。

次に、関係者と協議機会を設け、計画的なトイレの整備、案内が必要ではないかというご質問でございますが、観光地笠間としては、きれいなトイレという好印象を持っていただくためにも、関係機関との連携が必要であると考えます。これまでも観光協会などと連

携してまいりましたが、先ほど述べました幅広い関係団体で構成する商工観光関連団体連携会議の中で十分な協議をしてみたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

市長公室長（深澤悌二君） 鹿志村議員のご質問にお答えいたします。

私からは、高速バス乗り入れの安定化を図ることについて、それから高速バスの路線維持のための補助金について答弁申し上げたいと思います。

高速バスは、公共交通による都心へのアクセス手段として、市民の利便性の向上が図れるとともに、広域的な交流人口の拡大に資する大変重要なものであると認識しております。

しかしながら、乗車状況を見ると、運行開始時の料金1,000円キャンペーンでは、1便平均25.4人の乗車でありましたが、7月に通常料金になってから乗客が激減し、7月から11月までは1便平均8人程度になり、存続が危ぶまれたことから、茨城交通に対しまして料金改定の要望をしたところ、茨城交通としても乗車増強の対策を検討しており、12月から往復2,500円と料金を改定していただいたところでございます。

なお、料金改定後、12月10日現在の利用者は1便平均13.1人で、12月8、9日の土日については1便当たり20.5人と増加傾向にございます。

そのような中、行政として高速バス乗車率の向上による高速バス乗り入れの安定化を図ることについてであります。持続可能な公共交通となるよう、広く市民に周知することであると思います。

市では、これまでに、「広報かさま」や「広報かさまお知らせ版」、市のホームページへの掲載や区長回覧文書で運行開始や料金改定のお知らせをしております。また、城里町や茂木町へ利用促進のためのPRチラシの配布を依頼し、後背地の住民への周知も行ってまいりました。

今後は、さらに利用者の利便性を高める策として、駐車場の確保や利用者への情報提供として市のホームページに公共交通専用ページを設け、高速バスを初め、路線バスや乗車の時刻表などを掲示し、公共交通の利用促進をしてみたいと考えております。

次に、高速バス路線維持のための補助金についてでございますが、高速バスはある程度採算性を見込んで運行しているため補助金は考えておりませんが、今後とも運行継続に向けた連携支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 6番鹿志村議員のご質問にお答えいたします。

住宅市街地内道路の路面改修や路面標示などについてでございますが、初めに、団地内について路面の傷んでいるところ、クラックのひどいところがふえてきているが、路面改修はどのように考えているのかとのご質問でございますが、本市における道路の維持管理



に関しては、道路パトロールや区長要望等により危険箇所や路面の補修箇所の把握に努め、安全な道路の交通確保を行っているところでございます。

路面などの補修については、舗装経過年数にとられることなく、交通量が多く路面のわだち掘れ、亀甲割れなどによる傷みの激しい場合には、路面全体の打ちかえにより対処しており、また、舗装盤の比較的平坦性が確保されている路線の中での部分的なクラックやたわみ、マンホールなどとの段差の場合には部分的な舗装の打ちかえにより、路面保持に努めているところでございます。

以上のように、路面の損傷状況に応じて補修時期や補修工法を検討し、舗装の全面改修や部分的な舗装修繕工事を実施しているところでございます。

ご質問の松山団地に関しましては、舗装版の傷みが少ないことから、部分的な段差を解消する舗装や打ち継ぎ目、クラック等はシールコートなどの充てんによる補修を行い、傷みの激しい箇所を随時実施してまいります。

次に、センターラインを初めとした停止線などの改修はどのように考えているのかとのご質問でございますが、センターラインや外側線などの路面標示は交通の安全対策上必要な施設でございますので、視認性の悪い道路については、適宜、路面の維持管理に努めているところでございます。

ご質問の松山団地における路面標示の状況でございますが、センターラインや外側線などが消えかかっている状況でございます。本市といたしましては、国道355号から友部高校までの通りで視認性が劣る区間の路面標示の改修を実施してまいりたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） 2回目の質問をしたいと思います。

ただいまわかりやすい答弁をいただきました。まず、バス事業者と観光協会、各種団体の意見交換ということについては、月1回、商工会関係者が調整会議を開いて話し合いをしていると。その中で、高速バス利用についての話し合いもされているという点をお伺いしたわけでございますけれども、こういう商工関係の方々、各種団体の方の調整会議に、年に1回か2回ぐらいでも、いろいろな団体さんの雰囲気とか意見を交換するためにバス事業者が出席してもよいのではないかなと、そういう機会を設けていくことが大切ではないかなと思います。特別に連絡協議会のような組織をつくるとか、そういうことでなくても、バス事業者が会議に参加して意見を述べるというようなことをやっていく必要があるのではないかなと思います。

あと、補助金については、補助金そのものについては考えていないという答弁だと思います。そして、高速バス利用については市民に周知するという事で、バスの運行時間が笠間から秋葉原に向かう方に利便性があるようになっていくと、秋葉原から笠間に来るバスの便が11時20発ということになっております。そういうことを考えますと、菊まつりの時期に笠間の菊まつり号、高速バスの運行をしたということで、これが大体8日間実施し

て、事前の広報活動がされてなかったということで、平均、大体1台当たり下りが3人、上りが2人というような乗車の利用状況であったと。10月27日から11月18日までということで、土日ですね。下りが秋葉原発9時5分、上りが17時ということで菊まつり号が運行されたわけでございます。

やはり用意周到に菊まつり号ということを考えていなかったということで、ご意見があったのでぜひこれを運行しようということで、菊まつりについて、臨時便については笠間の菊まつり連絡協議会として費用負担をしたということであると思います。そういうことで拙速に笠間の菊まつり号をこしやるという、失敗は成功のもとと言いますから、私はあえてこの試みについて責任問題を問うということは考えておりません。これを次回には必ず成功例として、平均すると2人、3人という乗車率になる、そういう金の使い方をしほしくないなという思いがします。

ですから、そういう金の使い方をするということについては、用意周到に笠間の観光のために乗車率も利用者の利用率の向上を考えていく、そういう考え方でしっかりと事前の準備をしていただきたいという思いです。

また、入り込み客については、そういう菊まつり号のほかにも年間通して企画対応すると。補助金というか、運賃の補てんということで笠間の菊まつり号を運行したということでございますけれども、こういう企画について年間を通して企画をしていくのか、繁忙期の対応で企画するのか。また、菊まつり号の発着時間を考慮すると、運行後の赤字補助などの協議も必要になると思います。こしはとりあえず笠間の菊まつり連絡協議会として1便当たりの費用補てんをしたということだと思っておりますけれども、年間を通して、観光の繁忙期どういうふうにも高速バス利用ということについて対応するのか。あと、菊まつり号の発着時間を考慮するということが赤字補助ということも協議が必要になると思いますので、こういうことについてどういう方向性を持ってお金を出していくのか、そういう考え方があれば聞かせていただきたい。

今のところ、実例として笠間の菊まつり号のみで考えたということであればそれまでだと思いますけれども、そういう年間を通しての高速路線バスの補助金ということではなくて、どういう企画をしていくのかということについてお伺いしたいと思います。

あとは、先ほども笠間発見伝、これを有効に活用してこの利用向上と絡めて笠間の観光を考えていくというお話だと思いますけれども、私は基本的に秋葉原から先も考えて観光協会さんの方へ商工観光課から提案する、首都圏から笠間へという、そういう範囲で考えて笠間発見伝の設定をしてもいいのかなと考えます。

笠間発見伝の活用については、前に私も議会でお話しましたがけれども、首都圏、秋葉原から先、前は東京の八重洲口でしたけれども、秋葉原から先をどうするかが勝負だと思うんですね。市民に高速バスの周知ということは、ある程度笠間週報とかでやっている部分で、周知は徹底してきつつあるのかなと思いますから、基本的には笠間の震災後の誘客対

策としてしっかりとほかで商売に結びつけていく、そういう行政の施策展開が必要となってくるのではないかとということで、笠間発見伝の運営についてお伺いしたいなと思います。

あと一つは、高速バスの利便性向上ということで、前回の議会だと思いましたが、議員さんの方から、高速バスが笠間の復興にどういうふうに路線を運行して活用していくんだと、そういう活用の路線の考え方もあるだろうという質問がされたと思います。そういうこともありますけれども、私はとりあえず、今、高速バスが12月1日から、値段を絞って、本当に採算分岐点で路線を維持するということでやっているということを見ると、現状で利用率の向上を図っていくことがまず第一であると考えます。

そういう中で、笠間の利用者を友部、岩間の方も利用できる利便性を図ることによって乗車率の利用向上ということ考えたときに、高速バス停を今の笠間市手越にあるパーキング駐車場とバス停を、友部インターから高速バスは乗り入れるわけでございますから、友部インターのわきに355の交差点の手前の左手に、遊休地というか、土地があるのではないかと見かけます。また、交差点を曲がって料金所へ向かったところの左側にやはり空き地があると見受けられます。そういうところを駐車場兼停留所として市の方で借り上げて提供するということはいかがかなと考えましたので、こういうパーキングと高速バス停の設置について今後検討いただけるのかどうかということについてもお伺いしたいと思います。

それと、2問目のトイレの施設のあり方についてですけれども、先ほどの答弁で、わかりやすい県のハイキングルートなど、健康ウオークのために市長が重点施策として笠間健康計画というものを既に掲げているわけです。私、健康計画というのは、長寿高齢社会の中で、少子化もありますけれども、とにかくこれからシニア世代から上の人がどんどんふえていくということで、とにかく健康のために歩くということ、そういうまちづくりをしていくということが笠間の観光の売りになっていくんじゃないかなということと考えますと、やはりトイレというものは非常に重要になってくると思います。

そのハイキングルートのトイレ整備については、県や森林管理者と検討して協議して考えていくというような答弁だと思いますが、私は、そのトイレのブースというのは、きちんとしたトイレとして設置を考える場合と、山間地の中で整備する場合は、トイレブースというのは簡単な、笠間の間伐材を使って高さが1.2メートルぐらいの、女性が恥ずかしさを感じないで使える簡易トイレというようなことも考えてはどうか、お伺いしたいと思います。

特に笠間の道標、道路標識、そういうのも間伐材とかそういうものをしっかり使っていき、そういう思想が大切ではないかと思います。ということについてお伺いしたいと思います。

あと、先ほどもありましたけれども、いろいろ笠間市で企画提案される商工業者、事業者と、1問目の路線バスの利用ということについてですが、バス事業者と意見交換をする

という、特に観光についてはお寺や神社がしっかりと入った中で意見交換をして、それを極力市がサポート推進していく、そういう市の方の体制をしっかりとしていくことが大事だと思いますので、今質問したことについてお伺いいたしたいと思います。

○議長（柴沼 広君） 産業経済部長神保一徳君。

産業経済部長（神保一徳君） 鹿志村議員のご質問にお答えいたします。

まず、バス事業者と商工関係団体の連携といいますか、話し合いということでございますが、形はこれから検討していくとして、そういった情報交換という形をつくっていくのは必要なことだと思いますので、市としてもそれを支援してまいりたいと思いますし、またこれを推進することが重要だと考えております。

菊まつり号のことにつきましては、確かに菊まつり号の運行が決定いたしましたから1カ月も期間がございましたので、PR不足になったというのは率直に反省をしなければいけないというところではありますが、これは来年に向けて、先ほど答弁いたしましたように、笠間市に着いてからどういったルートを歩いていただくか、自転車、サイクリングをしていただくか、周遊バスに接続していくか、そういった課題も出てきましたので、それを生かしながら来年以降考えていきたいと考えております。

年間を通じた方針ということでございますが、観光を担当しています産業経済部といたしましては、イベントがかなり多うございますので、そのイベントごとに、どういった誘客ができるかという観点から考えてまいりたいと考えております。

笠間発見伝に活用できないかということでございますけれども、現行の発見伝プランというのは、朝9時40分に笠間市内を出発する日帰りのプランになっておりまして、高速バスの時刻に合わせた新規プランを作成しても、日帰りを前提とすると2時間程度の滞在しかできないという現状がございますので、その日帰りにこだわらず、隣接市町の、例えば水戸、笠間、大洗で取り組んでいる「いばらき三遊記」などを活用することも検討してみたいと考えております。

もう一つ、茨城県が推進しております事業の中に、金いばという事業がございまして、首都圏に近いことから、観光客に金曜日の夜にお越しをいただいて、翌日は朝早くから観光いただくというプランがございまして、日の出や自然を見たり、ゴルフを含めてスポーツ全般、ハイキング、散歩、陶芸体験、乗馬体験など満喫していただくというプランがございまして、こういった金茨も含めて推進していくことで、現行の運行時刻でも対応できるような商品というのが今後できる可能性あるかと思っておりますので、引き続きPRなどを検討していきたいと考えております。

あとハイキングコースのトイレの話で、議員おっしゃるとおり、そういった歩くということの主眼に置いたまちづくりには必要なことだと思いますが、やはり維持管理の経費の問題がございます。そこはよく関係機関との協議、あとは利用者との話し合いというか、利用者の声も聞きながら検討していきたいと思っております。

また、間伐材を使っていくということも、もしもそういった整備の必要のある箇所については、そういった間伐材の使用というのは必要かと思しますので、そこは留意しながらやっていきたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

市長公室長（深澤悌二君） 鹿志村議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

友部インター付近に停留所と駐車場を設置できないかというご質問でございますが、これについては、再開時23年5月ごろから事前協議に入りまして、その際に市の方から友部インター周辺にそういうものができるかということを経営者と協議をしております。事業所におきまして動いておりましたけれども、結果として実現していないと。これについては地形の問題とかそういうものもございまして、実現していないというのが現状でございます。

市といたしましても、事業者である茨城交通と今後協議をして、停留所、駐車場の設置ができないか検討してまいりたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） 3回目の質問をさせていただきますけれども、ダブってしましますが、高速バスの運行の利用向上ということで、前にも質問したと思いますが、1,250円という片道往復券ということで、いろいろ各団体さんと話し合う中で、入り込み客のために商店会、単独のお店、窯元が往復2,500円の乗車利用券をキャンペーンや景品に使うことや、観光協会の笠間発見伝の景品に使うとか、リピーター客の確保のためにこのバスの有効活用を図れないかということ笠間市が商工会とか観光協会さんを通して、また事業所さんにしっかりとこれを有効活用するという働きかけを推進していくのが、笠間市の役割ではないかと私考えますので、ぜひそういう点について推進していただきたいと思うので、その点についてお伺いしたいということです。

あとは、2問目のトイレでございますけれども、市内各所や山岳山間地の計画的なトイレの整備、民間協力を得られるところ、公共施設など安心して笠間を楽しめる女性に優れいまちづくりということを考えることから、しっかりと施策展開を行政の方で図っていただきたいというのが私の思いで、これは期待感ということでお話しさせていただきます。

今回の質問につきましては、第3問目につきまして路面の整備についてのお考えもお聞きしましたので、今の路線バスの利用のための笠間の推進として、商工観光の部門でしっかりと各事業者に働きかけていただけるのかどうかということについてお伺いします。

○議長（柴沼 広君） 産業経済部長神保一徳君。

産業経済部長（神保一徳君） バスにお乗りになった方への景品というお問い合わせでございますけれども、菊まつり号で、ちょっとした笠間焼の小物ですとか、笠間の栗とか、あと菊人形展のチケットですか、そういったものをプレゼントしている実績がございますので、そういったことができないかどうかというのは、先ほど答弁しましたような枠組み

の中で、市としても提案というか、お話し合いを十分していきたいと考えております。

○6番（鹿志村清一君） 以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（柴沼 広君） ここで暫時休憩いたします。

なお、11時より再開いたします。

午前10時47分休憩

---

午前10時59分再開

○議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、18番横倉きん君の発言を許可いたします。

○18番（横倉きん君） 18番、日本共産党の横倉きんです。通告に従い、一般質問を行います。

初めに、国民健康保険の改善について伺います。

国民健康保険は、医療保険の中で最も加入者が多く、本市においても市民の世帯数に占める国保世帯は48%になっています。そういう意味では、市民の健康を応援する大切な医療保険制度ではありますが、国保税の負担が重く、滞納世帯が国保加入世帯の2割を超えるなど、命を守る医療制度としてそのあり方が大きく問われています。早期発見、早期治療が医療の原点ではありますが、市民の命と健康を守る大切な制度の改善を求め、以下質問を行います。

合併後の国保税の滞納者の差し押さえの件数と金額はどのように推移しているか。23年度の国保税の滞納者の差し押さえ件数と金額及び住民税、固定資産税など笠間市に納税義務のある他の税についての収納状況はどのようになっているのか。

民医連の2009年度の国保資格証明書を交付された世帯の医療施設の利用状況の統計では、資格証明書交付1人当たりの年間受診回数は年間0.128回であり、8年に一度しか病院にかかっていないことになっています。笠間市の国保税滞納世帯の人たちの医療施設の利用状況はどのように把握されているのか伺います。

同様に、国保税、住民税など税額の所得に対する割合はどのようになっているのか。これらの滞納世帯の人たちの可処分所得はどのようになっているのか。差し押さえ後の生活はどのようになっているのか。国保税の滞納者について差し押さえの判断の基準はどのようになっているのか。また、そのまま行政処分の対象にしているのか伺います。

次に、笠間市健康づくり計画の推進について伺います。

笠間市が健康都市宣言として市民の健康増進の支援に取り組むことは、大いに評価するものです。健康であるためには、病気の早期発見、早期治療は欠かせません。

健康であるために、歯の果たす役割は重要であり、自分の歯をどれだけ維持できるかは、その人の健康維持のパロメーターであります。そこで、定期健診時に歯科診療を取り入れてはどうか。市として歯科医師会への協力を求め、歯、口腔健診を実施すべきではないか

伺います。

3点目、東海第二原発の再稼働問題に対する市長の見解を伺います。

東海第二原発再稼働中止を求める意見書採択についての請願書が、9月議会で採択されました。福島第一原発事故の収束宣言を昨年政府が行いましたが、今もなお、環境への放射能汚染を防止する手だてができていません。原子炉と使用済み核燃料貯蔵プールの冷却を続けていますが、炉外へ冷却水が漏れており、防ぐことができていないなど、原発事故後の状況は深刻です。

福島第一原発事故によって環境に放出された放射能汚染の影響は、笠間市においてもなくなっておりません。健康への不安や観光や農業など、多面的に悪い影響は与えています。福島第一原発事故によって、今もなお避難を強いられている福島県民は16万人もいます。東海第二原発の再稼働で過酷事故が起これば、100万人近い住民が避難を強いられることとなりますが、この避難については不可能ではないでしょうか。

以上のような点から見て、東海第二原発再稼働の中止を求めるべきと考えますが、市長の見解を伺い、1回目の質問といたします。

○議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 18番横倉議員の質問にお答えいたします。

東海第二原子力発電所の再稼働に関する考え方につきましては、横倉議員からは、既に本年3回、それぞれ定例会において質問をお受けしております。そのときと同じような答えになりますが、現状ではそのときと判断する上で変化がございませんので、東海第二原子力発電所の再稼働につきましては、再稼働するまでの手法やプロセスがいまだ決定していない段階では、私の見解は申し上げられません。

○議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） 18番横倉議員の国民健康保険の改善についてお答えいたします。

まず、合併後の国保税の滞納者の差し押さえの件数と金額の推移でありますけれども、国保税を含めました市税全体で申し上げさせていただきます。

平成18年度は33件で5,877万9,000円、19年度は47件で2,711万2,000円、20年度は70件で3,015万8,000円、21年度は201件に伸びまして7,282万8,000円、22年度は461件、1億6,797万9,000円、23年度は382件、2億6,187万1,000円となっております。

次に、平成23年度の住民税、固定資産税などの収納状況でありますけれども、現年度、滞納繰越分を合わせまして、決算のとおりでありますけれども、個人住民税については、調定額36億400万円に対しまして収入額31億4,400万円であり、徴収率については87.23%となっております。法人市民税については、同様に調定6億3,800万円、収入6億2,300万円

で徴収率が97.51%になっております。固定資産税については、55億6,500万円に対しまして47億5,300万円が85.41%、軽自動車税については、調定額1億8,400万円に対しまして1億5,300万円が83.01%となっております。

次に、滞納世帯の医療施設の利用状況でありますけれども、滞納者に限った医療費のデータの集計は笠間市としては行っておりません。

参考までに、国保被保険者1人当たりの医療費については24万9,747円となっておりますので、推測でありますけれども、同様であろうと考えております。

次に、国保税、住民税などの税額の所得に対する割合であります。40代夫婦、子ども2人の4人家族を前提といたしまして、給与収入400万円、所得が260万円の世帯につきましては、国保税は、24年度でありますけれども、年額47万4,600円、住民税は11万3,600円、合計で58万8,200円であり、給与収入に対して14.7%になります。23年度につきましては、同様に計算いたしますと、国保税が45万1,900円、住民税が4万4,300円、合計で49万6,200円、給与収入に対して12.4%となっております。

24年度との比較の中で9万2,000円の増となっておりますけれども、主な要因については住民税の年少扶養控除がなくなったことによるものであります。

次に、滞納世帯の人たちの可処分所得、差し押さえ後の生活はどのようになっているかありますけれども、把握してございません。

次に、差し押さえの判断についてであります。国税徴収法第47条により、滞納者が督促を受け、その督促に係る税をその督促状を発送の日から起算しまして10日を経過した日までに完納しないときは財産の差し押さえをしなければならないとなっており、行政処分の対象になることとなっております。

当市の対応としましては、督促状を発送し、その後催告書送付、次に財産調査、差し押さえ予告という順をもって差し押さえを行っております。

次に、定期健診に歯科検診を取り入れてはどうかとの質問にお答えいたします。

歯周病疾患検診につきましては、笠間市では、笠間歯科医師会へ委託をいたしまして、40歳から70歳の方を対象に500円の自己負担で歯科診療所での健診を行っております。

定期健診に歯科検診を取り入れてはどうかということでございますけれども、現在各保健センターで実施している健康診査での同時実施につきましては、1人当たりの歯周病に関する検診については検診時間が30分ぐらいかかるということであり、定期健診に含めての集団健診にはなかなかそぐわないという点、さらには歯科専用のユニットが必要になってくるという課題がございます。

現状を見ますと、歯周病検診の受診希望者については、検診の申し込み時にかかりつけの歯科医を希望されることが多く、これは歯の健康に関して継続相談ができることや受診後に治療へ移行する際に都合のよいこと、受診日程の調整をしやすいことなどが理由と考えられることから、歯科診療所での個別検診が望ましいと考えているところでございます。



○議長（柴沼 広君） 横倉きん君。

○18番（横倉きん君） 国保の問題です。今、答弁をいただきましたが、国保の負担税は、滞納世帯ばかりではなく、国保税を納めている一般の納税者にとっても非常に負担が重いものになっています。

この一つには、26年前に比べると平均所得が減っているにもかかわらず、国保税は2.3倍になっています。それは、一つは事業主負担がないことと、所得がなくても世帯や家族の人数に応じてかかってくる応益負担があることと、一番大きいのが国の国庫支出金が半分に減らされているというのが多いです。そのほか老年者控除とか公的年金控除の縮小、定率減税の廃止などが大きな国保税の値上げになっています。

そういう中で、先ほども400万円世帯、専業主婦ですけれども、今言われたのでも住民税が、ことしから子ども手当が出た中で年少扶養控除がなくなりました。1人当たり33万円の控除、2人ですと66万円の控除がなくなった中で、住民税が4万4,300円だったものが11万3,600円にもなって2.5倍にもなっております。この国保税と合わせると9万2,000円も上がっている。

そういう中で、今、滞納に資格証明書、短期保険証も出していますし、国保に対しても差し押さえがあります。そういう中で、やはりいろいろな事情で納められない、病気したとか、収入が前年に比べて急に減ったということになれば、滞納世帯が2割なわけですけれども、これは個人の努力だけでは解決しない。このような税負担は、国保税の滞納がふえるのは不思議ではないんじゃないかと思います。これは自己責任による納税の督促で済むものではないと思います。やはり負担を軽くする施策が当然必要ではないかと感じます。市としてこの状況を改善する意思はないのか、私は再度伺います。

それから、国民健康保険法で、必要なときにいつでも医療が受けられるよう、短期保険証や資格証明書の発行をやめてだれでも正規の保険証を交付し、医療の必要なときには医者にかかれるような交付をすべきではないかと思いますが、再度この点で伺います。

それから、歯科診療については、30分かかるということで、これはなかなか大変かなと思いますけれども、やはり広報活動をもっと広めていただいて、虫歯のない人だとなかなか歯医者に行かない、虫歯になれば皆さん、本当に意識が高い人ですと定期健診もされているかと思いますが、虫歯のない人でも行かないでいると、途中歯周病なんかにかかると虫歯がなくても全部抜くようになってしまっている、そういう方も見受けられるということで、40歳から70歳に500円の補助を出してということですが、やはりもう少しこの辺をPRしていただきたいなと思います。

それから、今回の原発事故、また地震がすごく頻繁に起こっています。それで、稼働を今いろいろやっていますけれども、私は、この原発に対しては、アメリカでのスリーマイル原発事故の教訓を日本も学ぶべきではないかと思います。それは、この事故が起こったら、30キロ圏内で放射能に汚染されたら、避難してどこに、この東海第二原発は30キロ圏

内では人口が密集して100万近いわけです。そういう中で、どこにずっと避難しているのか。10年、20年できないですよ、戻れなくなれば。そうした場合にどこで生活するのか。そういう補償は、私、考えただけでとてもこれは不可能ではないかと思えます。今、大飯原発以外は稼働停止しているわけですから、そういう停止した中で廃炉に向かう手だて、自然エネルギーにかえていく、そういう手だてが必要ではないかと思えます。

この間12月7日でしたか、本当にまた去年と同じようなことになりはしないかと思って本当に心配しましたけれども、そういうことからすれば、アメリカのスリーマイル島の原発事故の教訓では、防災計画の不備により住民が緊急避難できない原発については、稼働許可を取り消して、その原発は稼働させなくしたんですね、事故があつてからは。住民の緊急時の安全な避難ができるかどうか。避難して二、三日で帰ってくる、1週間で戻れるなら……でも、その避難時、どういう手段で避難するにしても、短時間で100万の人たちの避難がどういう手だての見通しがあるか。

今、前と答弁は変わっていないということですが、一般的に考えれば、輸送手段もそうですし、避難場所も、普通の災害なら戻れますけれども、原発は一たん汚染がひどくなれば戻れないということですので、やはりその辺を日本は学ぶべきではないかと思えます。

生活弱者である妊婦とか要介護者の人たち、入院患者なども、避難する段階で亡くなっていますね。避難先でも、暖房もない、薬もない、体温計さえないところに避難していたわけですから、そういう点では、やはりこの避難ができない。いろいろな手だてといっても、事故は起きるわけですから、絶対起きないということはないわけですから、再度、その辺の避難について市長はどのように考えているか伺います。

○議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 横倉議員の質問にお答えいたします。

東海第二原発30キロ圏、100万人が居住するということが言われております。前、どなたか議員の方から、ちょっと忘れましたが、質問があつたとき、現実的に100万人を移動するのは、私は難しいのではないかとお答えしておりました、その考えも今申し上げたとおりでございます。

○議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

保健衛生部長（菅井 信君） 横倉議員の再度のご質問にお答えいたします。

納められない人がいるということで、それが20%という数字がありましたけれども、何らかの形でおくれている方も含めまして20%だということでご理解をいただきたいと思えます。

実際に、離職したり、さまざまな要因で納めることが困難な方がいることは確かだろうと思えます。そういった方々については、即全額納められないことであれば、納税相談に応じましてそれぞれ個別に対応しているところでございます。

それから、制度的に改善ができないかという部分については、法律に基づいた制度でございまして、税も含めて国の法律に基づいた市の条例の中で運用しているところでありますので、そういった部分でできることとできないことはあるかと思えます。

現時点で、笠間市で私どもができることは何かということでございますけれども、まず1点目は、健康づくりで医療費をできるだけ抑えるということが大きな視点だろうということで、今回、笠間市は健康づくりに向けて一生懸命やっというところでございますので、その成果がいずれはあらわれるであろうと考えているところでございます。

それから、もう1点につきましては、これは横倉議員とは考え方は逆になるのだろうと思えますけれども、徴収率の向上がまず第一だろうと思えます。そのために滞納処分を積極的にやらなければならないだろうと考えております。

現在、国保税の税率計算をするに当たっては、現実的な数字として87%台の徴収率ということで設定をしております。国の基準の中では95%の設定になってございますけれども、それよりはるかに低い数字になっているわけでございます。

ですから、これが仮に100%全員が滞納なく納まるとすれば、それだけで13%程度の税率が下がるということになりますので、完納している方のことも考え、できるだけその徴収率を上げるということに力を注ぐことが第1番目にやるべきことであろうと考えるところでございます。

次に、だれにも正規の保険証の交付をすべきではないかとありますけれども、納期内納税者との公平性の確保と納税意識の向上のため、未納がある場合においては短期保険証、さらに資格証明書を発行することで、納税者との接触の機会をふやし、適切に対応してまいります。この考え方は今後も変わりません。

それから、歯科検診につきましては、先ほどお話したとおりですけれども、PRをもっとしてはということですので、健康カレンダーの中にもPRは入っているわけですが、定期健診時にこういう制度もあるよというチラシを配るなど、それから市報、週報等で周知するなど、さまざまな形でPRには努めていきたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 横倉きん君。

○18番（横倉きん君） 国保税の滞納についての徴収率を上げるということは、それはそれでありましてけれども、国保税の負担増、負担がふえているということは、その取り立てだけやれば済むことではないと思うんですね。滞納者があれば、滞納を支えている納めた人に負担がかかるという、そういうあれもわかりますけれども、これは限界を超えているというか、本当に何かあったら納めている人も滞納世帯になってしまうような金額です。

そういう中では、これは相互扶助じゃないんですね、国保は。国民健康保険法というのがありますよね。国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与する。また、国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行うものと明記しております。こういうことがきちっと、憲法25

条でも健康で文化的な生活を送る権利、固有の権利なんですよ。納められないからということではないと思うんですね。

そういう点で、もっとこの重過ぎる負担を軽減しなければ、笠間都市宣言しても、病気で本当に亡くなる寸前しか病院に行けない。結構そういう人を私も見えています。

そういう中で、これはやっぱり自治事務として、一つは制度改正しなくても、ことし8,000万円一般会計法的控除以外に出して、それは評価しますが、自治体によっては1人当たり1万円ぐらい出しているところもありますし、やはり命の問題ですので、そういう点では自治事務として一般会計からの法的外の繰り入れをすべきじゃないか。そして、健康で生きる権利、そういう点では繰り入れを考えていただけないか。

あとは、納めている人と納めていない人の差をつけるために資格証明書などを出しておりますけれども、納税相談もしているとは言いながら、資格証明書になると全額負担するわけですね。後から7割戻るといっていますが、その7割が戻らないで未納の分に入ってしまうので、全額医療費として10割かかるわけですから、やはり病院には行けないというのが実態ではないかと思えます。ですから、一般と同じに医療にかかるということはありません。

そういう点では、市としてできることは、一般会計からの繰り入れ、そして医者にかかる短期保険証とかなんかで、納税相談は必要ですけれども、やはり一般の保険証を出すべきではないか、規定の交付をすべきではないか。あと一般会計からの繰り入れを保険料の軽減のためにすべきではないかということで、再度お伺いします。

○議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

保健衛生部長（菅井 信君） 再度のご質問にお答えいたします。

健康で文化的な生活をするために、まさしくそのとおりであろうと思えます。保険税そのものは、だれもが無理なことという質問が当初ありましたけれども、私どもとしては、制度的に所得に応じた金額を納めていただく、さらには低所得者に対しては7割軽減、5割軽減、2割軽減とさまざまな軽減制度があります。したがって、負担能力に応じた制度であると認識しているところであります。

それから、もう一つ、納税することも義務だということをご理解願いたいと思えます。

そして、法定外の繰り入れをふやすということでございますけれども、一般会計からの法定外の繰り入れをふやし、払える保険税にすべきではないかということでもありますけれども、笠間市独自に、先ほど議員さんおっしゃられましたように、24年度については、一般会計より、一定の基準に基づく繰り入れのほかに国保税負担緩和分といたしまして8,000万円の繰り入れを予定しており、税率の大幅な上昇の抑制におさめております。

受益者負担の原則から、安易に法定外繰り入れをこれ以上ふやす考えは現時点ではありません。

○議長（柴沼 広君） 横倉きん君の質問を終わります。

次に、5番石田安夫君の発言を許可いたします。

5番（石田安夫君） 5番、一般質問を行います。

1問なので簡単に答弁をお願いします。

街路灯のLED化について伺いたいと思います。

他市では、すべての街路灯、防犯灯のLED化を進めている市もございますので、そういうことも含めてお答えをお願いしたいと思います。

1、街路灯のLED化について、市の管理の街路灯と区管理の街路灯の数と、1年間の管理費及び設置費について伺います。

2、街路灯のLED化により、管理費の低減が図れないか伺います。

3、市管理の街路灯をリースによりLED化すべきと思うが、市の考え方を伺います。また、区管理の街路灯のリースによるLED化は少し難しいと思いますが、知恵を絞ってリースによるLED化をすべきと思いますが、市の考え方を伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 5番石田議員のご質問にお答えします。

市管理の街灯と区管理の街灯の数と1年間の管理費及び設置費についてのご質問でございますが、街灯は防犯灯として答弁させていただきます。

まず、今年度11月末現在の防犯灯の設置数でございますが、市管理のものが1,367基、行政区管理のものは7,109基となっております。

1年間の管理費につきましては、市の管理費は電気代と修繕費合わせて590万円でございます。行政区管理の防犯灯につきましては、電気代でおよそ2,400万円程度と推察しております。また、今年度の設置費でございますが、市管理のものは、新設13基、蛍光灯型や水銀灯からコンパクト型に交換するもの71基で約270万円、行政区管理のものは、新設112基、コンパクト型に交換するもの268基で約1,100万円の設置費がかかり、市としては、1基当たり設置費の3分の2、1万6,000円を限度として補助を行っておりますので、今年度の総額の補助は700万円となる予定でございます。

次に、防犯灯のLED化により管理費の低減が図れないかのご質問でございますが、笠間市では、市管理、行政区管理の防犯灯ともに32ワットのコンパクト型が多くあり、1基当たり設置費で約2万4,000円、電気代は1年間で3,360円、寿命は約3年となっております。

これに対しまして、LED型は10ワットであり、設置費は約3万円と少々高くなりますが、電気代は1年間で約1,650円、寿命は約15年となっております。

このようなことから、LED型防犯灯は設置費で2割程度高くなっていますが、電気代が安く、寿命が長いので交換費用がかからないため、管理費の低減が図られると考えてお

ります。

次に、市管理の防犯灯をリースによるLED化すべきとのご質問でございますが、防犯灯のLED化を図るには、三つの方法があります。一つには、10年程度の長期計画で市がLED化の工事を行う方法、二つ目としまして、契約初年度に防犯灯をLED化し、10年程度のリース契約を結ぶ一括リース方式による方法、さらに三つ目としましては、ESCO事業による方法があります。このESCO事業とは、民間の企業活動として、システムや設備の提案から設置、維持管理まで企業側が包括的にサービスを提供し、省エネルギー量の保証契約を結ぶという方法でございます。

10年間でLED化を図るには、工事費で4,400万円程度、その間の電気代は3,800万円程度かかり、10年間で総額8,200万円の費用が見込まれます。10年間の一括リース方式を採用した場合、電気代を含め総額約7,600万円程度と想定されますので、600万円程度の削減が予想されますが、さらにESCO事業を含め、笠間市としてのLED化事業の課題や費用などを詳細に検討を行ってまいりたいと思います。

また、行政区管理の防犯灯につきましては、市の補助によるLED型防犯灯の設置を推進していくつもりですが、管理はあくまでもそれぞれの行政区でありますので、市管理の防犯灯と一緒に事業を進めるというのは、議員もご指摘のように難しい部分が多々あると考えております。

○議長（柴沼 広君） 石田安夫君。

5番（石田安夫君） 市の方はできるということですよ。三つの種類があるけれども、ESCOにするのか、2番目のものか、初めのものか、それはわからないけれども、市のものはできますよね。ただ、問題は区管理のものをどうしていくのか。確かに難しいと思いますけれども、区長会とかそういう部分でお話をさせていただいて、全体でそれを考えてもらえれば、確かに600万円軽減されるということだけれども、区でそれを全体的にやった場合にはどのぐらいの試算がされるか、その辺は今わかっているのかどうか。できればそういう形で区もできるんじゃないかなと思うんですよ。実際に区が管理しないでほとんど全部市が管理している市町村もあるので、その部分もちょっといただいて、区長会と諮っていただいて、最終的には区でも電気代がそれだけ低減されて、ある意味で区費も低減されるわけですよ。そういう部分で検討していただけないかなと私は思いますけれども、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

市民生活部長（小坂 浩君） 石田議員の再度の質問でございますが、一括リース方式にすれば、数が多ければ多いほど削減効果はあると思います。例えば現在の行政区管理のものも含めた場合、先ほどの試算を単純に5倍とか、設置数でやりますと約3,000万円ぐらいの経費節減は見込めますが、現在のところ、ご存じのように行政区管理のものにつきましては区ごとでやっていますので、このリース方式についても、市の分について最近初め

て検討したばかりなので、現段階で全く区長さんにも話していませんので、検討の課題は認識しておりますが、現段階では、すぐできるとかそういうお答えはできかねます。よろしくをお願いします。

○議長（柴沼 広君） 石田安夫君。

5番（石田安夫君） わかりました。市の方はなるべく早くリースにさせていただいて、区の方は、やはり区長さんの問題、区が小さいところ、大きいところありますので、それはそれとして、ただ、全体的に考えれば、区長さんだって自分の世帯が100世帯だったら、全体でリースをしていただければ、100世帯分、こちらは200世帯分と、そういう分け方ができると思うんですよ。実際、自分の区の管理は何基かというのはわかっているわけだから、全体で囲ってリースにさせていただいて、区で分担金じゃないですけども、そういう考え方でできないか、そういう部分も検討していただきたいと思います。

お昼前なので、早く終わります。以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 石田安夫君の質問を終わります。

次に、10番鈴木裕士君の発言を許可いたします。

10番（鈴木裕士君） 議席番号10番鈴木裕士です。

最初の質問は、産業立地、主として加工産業の立地についてであります。

去る8月12日の茨城新聞トップ記事で、40社が県内進出申請という見出しの記事が掲載されました。これは、さきの東日本大震災による被災地への進出企業に対して、投資総額の4分の1、総額30億円まで国が面倒見るということに対しての反応状況を報じたものであります。

この笠間市は、交通の便や用地については全国的に見てもすぐれた場所に位置すると思っておりますし、労働力や水、それに産業の集積、こういった面でも他に引けをとらない条件を備えております。しかしながら、当該40社は、この笠間市には縁がありませんでした。一方、今定例会における市長のあいさつの中で、市内進出企業が4社あった旨伺いましたが、他市町よりはおくれをとったことは否めません。

また、進出企業が笠間市で展開する規模がはっきりしない中での質問であります。産業を誘致するに当たり、今の笠間市には何がネックとなっているのか、何をプラスすればよいのか。直接の担当であり、あと数カ月で職場を離れることになると思われる仲田部長にこれまでを振り返っていただいて、それに、職務上は直接の関係はありませんけれども、中央官庁から来られ、新鮮で第三者的な感覚をまだ持っていると思われる神保部長に、それぞれの素直な感想をぜひお聞きしたいと思います。お二人とも、回答用紙を見ずに思ったままをお答えいただければ、これにまさるものはありません。

また、過去1年間で訪問した企業の数、同一企業を訪問した回数はどのようであったか、担当部長より回答をお願いします。

次の質問は、税金の収納に関してであります。先ほどの横倉議員の質問の若干ダブリま

すけれども、私なりの質問を続けてまいります。

いにしえより、経済的あるいは経済性など、世間一般的に「経済」という言葉が使われております。この経済という言葉は、「経国済民」、つまり国をおさめ民を救う、これを意味し、もともとは政治そのものを意味したと言われております。そして、「入るをはかりて、もっていずるをなす」という言葉がありますように、収入に見合った支出、あるいは支出が必然であるならば収入面を工夫するというように、収支のバランスを図ることであります。これは一般家庭や企業経営にとどまらず、国や地方公共団体においても同様であります。収支のバランスをとることは、トップとしてあるいは経営に関与する者として最も心がけるべき問題であり、このような観点からは、今の市政運営は合格点ということも言えるかと思えます。

しかしながら、これまでの予算編成方針等を見聞していると、入る方の努力が一向にうかがえず、出を抑制する方に重点がいつてしまっていると言えます。支出を削減することにきゅうきゅうとしているのではないかと思えてなりません。手段、目的が逆になっているのではないのでしょうか。むだを削減すると同時に入るをはかる、一般の市民からは歓迎されない部分もありますけれども、これも政治には、そしてトップには避けて通れない道であります。

今回は、金額が大きい市民税及び国民健康保険税に絞って質問いたしますけれども、私の趣旨は、料金徴収等も含めた収納全般に関してであります。

また、この質問をするに当たって、私は非常にブルーの状態にならざるを得ません。なぜならば、この問題を提起することによって、所得の低い方、生活にゆとりのない方に対しては、大変なプレッシャーを与えることになりかねません。それに、これから述べる市民税等に関する納付実態を市民の方が知ったときに、納税を拒否する等収納事務への支障という反動を考えたからであります。

しかしながら、納税は憲法にも定められた国民の義務であります。また、行うべきことが履行されていないことを正すのは、行政のチェック機関である議会人の責務でもあります。そして、正直に納付されている方や給料から源泉徴収されている方に対しては、現状の納付実態は著しく不公平となっていることから、あえて質問するに至った次第であります。

収納率の向上につきましては、町田議員が平成19年9月と本年3月の定例議会において一般質問をいたしております。その最初の方の質問に対しましては、一つとして、特別滞納整理や共同滞納整理の実施と租税債権管理機構への事務移管、二つとして、収納特別対策本部を設置し全庁的な連携を図る、三つ目として収納嘱託員を増員して収納体制を強化する、四つ目として、県からの指導助言と県との人事交流を図る、5番として、滞納処分を専門とした納税課の新設と人員の増強を図る、以上のような回答をしていたかと思えます。



しかしながら、市税 6 項目で見ますと、平成19年度と20年度の 2 年間を通算した平均収納率は88.2%でありましたけれども、平成22年度は87.1%、平成23年度は若干改善していますけれども、それでも87.5%であります。

一方、国民健康保険税においては、同じく平成19年度と20年の 2 年間を通算した平均収納率は67.5%、これに対しまして、平成22年度が59.1%、平成23年度はさらに悪化して58.4%であります。市税、国保税とも、収納率はアップしているところか、悪化しているのが現状であります。

この収納率を23年度の状況で他と比較してみますと、茨城県の44市町村の中で笠間市はどれぐらいの位置にランクされているかわかりでしょうか。市民税で40位です。国保税では36位であり、国保税の現年分では同じく40位と県内で最低に位置しております。

笠間市は、時効となる 5 年を経過しただけでは不納欠損扱いはしていないようでありませけれども、この 5 年経過分を差し引いても、先ほどの収納率はほとんど変わらず、県内順位もそう大きな変動はないと思われま。

さらに、22年度の全国比較を見ますと、全国47都道府県の中で茨城県は、市町村民税では下から 4 番目、国保税でも同じく下から 5 番目とそれぞれ最悪の状態であります。

このように述べますと、ああ、また鈴木は細かいことを言っているなど皆さん方思われるでしょうけれども、わずか数%の差が大きく物を言うのであります。

ちなみに、全国平均まで収納率を高めれば、平成22年度での比較ですが、1 年間で市民税で 6 億円、国保税で 2 億6,000万円の増収となります。10年間で、両方合わせれば82億円と莫大な金額となります。収納率をアップすれば、評判の悪いちまちまとした補助金カットもしなくて済みますし、要望が多い道路の補修もできます。今急がなければならない学校の耐震化も進むのであります。

そして、この笠間市が茨城県内で最低の収納率、茨城県が全国でも最低に位置する収納率は何を意味しているか。一つには、市町村別の全国ランキングは発表されておきませんが、ことし 4 月 1 日現在、全国に1,742の市区町村があるようですが、この1,742ある自治体の中でも、事前通告では50幾らと書きましたけれども、50はちょっとひど過ぎるかなと思ひます。多分ワースト100位には入ると思われるのであります。全国でワースト100位以内であります。

そして、二つ目は、今述べた数字は、市長を初めとした執行部の皆さん方の成績表と言っても過言ではないということでありま。収納率の87という数字は、偏差値でいけば東大をパスできるものでありますけれども、偏差値ではありません。努力の程度の結果であり、努力の形跡が見られないということでありま。

また、未収納であるところの12あるいは13%、これを放棄するということは、一般の企業で言えば、純利益、蓄えに相当部分がそっくりなくなっていることありまして、その会社の存続といひますか、存在意義が問われることを意味してあります。市長を初めとす

る執行部の皆様、この現実をよく認識していただきたいのであります。

そこで、質問でありますけれども、笠間市がこのような不名誉な状態にあることをどのように考えているのか、また原因は何にあると考えているのか。

担当部署が二つに分かれますので、市長より代表して回答いただければ幸いです。

また、さきに述べましたように、町田議員への収納率アップについての質問に対して、対策の強化等諸施策を行うべく回答されていますけれども、さきに述べましたように、その実績は見られません。後から詳しくお話をしますけれども、収納率をアップしているところは、やるべきことはやっているだけと言っているのであります。

この笠間市が実績をアップすることができなかったのは、職務上当然にすべきことをしなかったことによるのか、それとも前の町田議員に対する回答がでたらめだったのか、あるいは実行すべきことで何かが欠けていたのか。

市長は、市民税、国保税両方ですけれども、1年経過分は市民税担当ということですので、担当する部長から回答をお願いいたします。

それから、ちょっと私勉強不足の点がありますが、もし私が総務大臣ならば、徴収率の悪い自治体に対しては、交付税や補助金等の算定に当たり大きなペナルティーを与えることとなりますけれども、実情はどのようなものであるか、あわせて回答をお願いします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（柴沼 広君） ここで暫時休憩いたします。

なお、午後1時より再開いたします。

午前 11時56分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（裕）議員の税の徴収に対する質問について、最下位のような状況にある実態をどう考えるのかということについての質問にお答えをさせていただきます。

笠間市の市税等の収納状況については、19年度以降徴収率が下がってきており、私としても非常に強い危機感を持っており、そのことにより滞納対策に積極的に取り組まなければならないという思いを持っております。

23年度末における市町村税徴収率は87.5%で、先ほど来ご質問にもありました県内40位となっております。

市としては、これらの状況を少しでも改善するべく、現在までの取り組みといたしまして、例えば茨城租税管理機構への高額及び困難案の事案の移管、さらには水戸県税事務所

との合同整理、さらには笠間市市税徴収等対策本部において市税を含めた各種料金の対策、講習会を開催してそれぞれの徴収率アップに努めてきたところでございます。

さらに、税の徴収担当職員につきましても、合併時には3人プラス2人の派遣であったわけですが、現在については、24年度においては8人プラス2人という担当職員の充実を図ってきたところでございます。

これらの取り組みによって、先ほど23年度末の市税徴収率については87.5%、40位と申し上げましたが、23年度末で対前年度比で考えると0.32%の増となっており、同時期における徴収率増減順位は28位となっております。決して誇れる数字ではまだまだございません。また、24年度についても大変厳しい状況でありますので、気を引き締めて、少し時間はかかるとは思いますが、一つ一つ対策を進めていきたいなと思っております。

○議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 10番鈴木（裕）議員のご質問にお答えいたします。

初めに、震災被災地への優遇措置であります原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金でございますが、国では、本年6月上旬から7月下旬の2カ月間を応募期間としまして、原子力災害により企業立地の魅力を減じた地域に緊急的に支援を講じ、雇用の確保を図る目的で創設されたところであります。

本市におきましては、この制度の応募期間が約2カ月という短期間であったこと、即譲可能な工業団地などがなかったことなどから、この制度を活用した本市への立地はありませんでした。

しかし、震災以降、この制度の募集期間と前後して、本市においては、企業立地件数で5社、新設が4件、増設が1件あり、立地面積で約7.5ヘクタールの実績があったところであります。

ご質問の、笠間市には何が欠けているか、何をプラスすればよいかとのことでございますが、本市では、笠間東工業団地への企業立地が埋まったことにより立地可能な工業団地がないことから、県有地や民有地への企業立地が必要であると考えているところでございます。

現在、県有地では、誘致可能な工業団地としては全体面積約109ヘクタールの茨城中央工業団地のみでありますので、引き続き茨城県と連携し、早期企業立地に向けて努力してまいりたいと考えております。

また、畜産試験場跡地についてでございますが、新市町村づくり支援事業、いわゆる10億円事業でございますが、この事業を活用しまして平成26年度に排水整備が完了する予定でありますので、今後は、企業立地を含めた利活用について県と協議してまいりたいと考えております。

また、岩間インター周辺で産業集積の促進を目的とした用途地域が指定されている工業

地域の安居・押辺地区につきましては、空き地も多く、企業からの問い合わせがあることから、本市といたしましては、地区計画決定した区画道路2号線の整備を進めてまいりたいと考えております。

さらには、本市独自の企業立地へ向けた助成制度として、固定資産税の減免や福利厚生施設整備に対する補助制度を設けておりましたが、今年度新たに設備投資2,000万円以上を要件に地元新規雇用に対する補助制度を創設したところでございます。

今後は、さらなる優遇措置として、工場立地法にかかわる緑地率の緩和について検討してまいりたいと考えております。

次に、直近1年間の企業訪問回数についてでございますが、新規企業としては、立地するための候補地の問い合わせなどがあった企業を中心に13社、同一企業への訪問回数では、ベスパック株式会社や第一実業株式会社など7社に延べ67回訪問をしたところでございます。

また、笠間市に進出されている既存企業の支援といたしまして、がんばる企業応援連絡会の会員企業への訪問を行い、行政への要望事項の聞き取りや新たな優遇制度などの情報提供により行政と企業間の信頼関係を構築し、訪問企業に関係する新たな企業誘致につなげる活動をしているところでございます。

さらに、今年度実施しました県内外500社への企業アンケート結果から、今後事業所などの新設、増設移転等を検討している事業者を対象に、企業誘致へ向けた企業の訪問を実施しているところでございます。

○議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

総務部長（阿久津英治君） 10番鈴木（裕）議員のご質問にお答えします。

徴収率が低いことに対し、国によるペナルティーはどうかのご質問でございますけれども、収納率が低いことに対しての国のペナルティーはございません。

ただし、茨城県において、個人県民税徴収率90%以下の団体については、市町村が実施主体の県単事業を25%削減するということになっております。これについては、徴収の執行停止予定分も含めてよいことになっておりますので、笠間市がペナルティーの対象になっているということはありません。

続きまして、徴収実績をアップすることができなかったのは、職務上実施すべきことを行わなかったことによるのかということがございましたけれども、職員の1人当たりの差し押さえ件数などを見ましても、県内10番目の実施件数となっておりますので、決してやるべきことをやっていなかったということはありません。

続いて、徴収実績をアップできなかったのは何か欠けていることによるのかのご質問でございますが、平成19年第3回議会定例会において町田議員のご質問にお答えしたとおり、水戸県税事務所との合同滞納整理及び茨城租税債権管理機構への移管、茨城県税職員

との人事交流、差し押さえ等の滞納処分の強化、笠間市単独による公売、会場公売、コンビニ収納の実施等を行ってまいりました。

しかし、平成19年度からの税源移譲によりまして平成19年度の徴収率がピークとなっております。これは平成19年度からの定率減税の廃止等により住民税調定額の増加に伴い滞納繰越額も増加し、平成19年度以降徴収率は年々低下しております。しかし、この傾向は全国及び茨城県においても同様の傾向となっております。

徴収実績をアップできなかったのは、これらの要因もあると思われませんが、笠間市においての滞納処分件数、平成22年度に461件ということになっておりますが、不動産公売は平成23年度に初めて2件を実施、搜索差し押さえについても平成24年度現在3件実施した状況になっておりまして、まだまだ滞納処分等の実績が少ないのではないかと考えております。

○議長（柴沼 広君） 産業経済部長神保一徳君。

〔産業経済部長 神保一徳君登壇〕

産業経済部長（神保一徳君） 鈴木（裕）議員から、第三者的観点からの企業誘致に関する考え方ということで質問いただきました。

まず、議員ご指摘のとおり、笠間市というのは2本の高速が交わる場所でもございまして、あと空港もあります。あと港も、常陸那珂港がそれなりの距離にありますということで、大変立地としてはいいかと思えます。ただし、最近ですと、関東の中で言いますと圏央道がだんだん通ってきてまいりまして、圏央道沿線の自治体にそういった企業が立地するという状況もあると聞いているところでございまして、こういった強力な競争相手とどう戦っていくかということがあるかと思えます。

それには、笠間市もそうですが、茨城町とか県央の北関東自動車道の沿線にいかにか企業を持っていくか。それはもちろん地元市町村の取り組みも重要だと思えますが、県レベルでの戦略なり積極的な取り組みというのが必要になってくるかと考えております。

また、国内企業を誘致するというのは当然のことですが、国の施策といたしまして、対日直接投資を倍増させるといった方針もあるところでございまして、国外にも目を向けて企業誘致を行っていくというのもあり得る観点なのかなという感想を持っております。

○議長（柴沼 広君） 鈴木裕士君。

10番（鈴木裕士君） 質問への回答をいただきましてありがとうございました。神保部長に最後にいいアイデアもいただいて、ありがとうございます。

企業誘致の問題ですけれども、人口がどんどん減少しております。この笠間市に欠けていること、先ほど言いましたように、出ることを抑制する、これを後回しにしてでも企業や雇用をふやして、税金という形の入ることに全力を投入すべきと考えております。

それから、企業誘致推進室ですけれども、現在、都市建設部に置かれております。なおかつまちづくり推進課の中の一つの組織に位置づけられるにとどまっているわけですね。

それと同時に、担当者が2名ということもいかがかなと考えております。私ならば、部と同格にして、最低でも六、七名程度を配置して積極的な誘致体制をつくるということを考えているわけですが、こういった考え方からいけば、現在の執行部の考え方と違いますか、誘致に対しての本気度、これをちょっと疑わざるを得ないと考えています。

先般、テレビ放送を見ていましたら、首都圏に隣接している厚木市の担当部長が出てきました。年間の企業訪問件数1人200社を軽く超えるということを書いておりました。今の笠間市の状況では、とても他の自治体と太刀打ちできるものではないと思います。

それに、通告しておりませんでしたけれども、今年度市内への進出企業、先ほど5社、7.5ヘクタールという話がありました。この進出企業の業種、それから設備投資額及び雇用予定人数、もし把握していたら結構です。把握していたら、業種がどんなものなのか、設備投資額がどれぐらいなのか、雇用予定人数がどういったものなのか、回答をいただければ幸いです。

それから、納税の問題ですけれども、いろいろ現実の数字が挙がって、言い分もいろいろあるかなと思います。私の考えを述べさせていただきます。

これまで国内外の経済が悪化してきたということは事実であります。しかし、前にも言いましたように、茨城県だけが、笠間市だけが極端に経済状態が悪いわけではありません。このような中、他の都道府県は、他の市町村は、茨城県より、笠間市より高い収納実績を上げております。景気が悪く税収が落ち込むときだからこそ、税金の収納に力を入れているのであります。

これまでたびたび申し述べましたように、私は証券業界に身を置きました。株式や投資信託をお客様に買ってもらうのが大きな仕事でありました。このような商品は、車や家と違って、車や家を買ってもらうときは、その効能といいますか、メリット、これをすぐに買った人が実感できるわけです。株式とか投資信託、これは買ったときよりも値段が下がるというリスクも多分にあります。車や家に例えれば欠陥商品であるかもわからないものを買ってもらうのであります。

そのためには、買ってもらう以前に、商品を勧める前に、まず人間関係をつくること。同時に、相手の言葉の端々、家のつくりや調度品、あるいは庭木の手入れ、こういった状況などから資産の状況や生活のゆとり度合い、こういったことを察知することが重要だということをさんざん言われております。まず人間関係をつくるということです。その後に商品を理解してもらって、商品に対する必要性を感じてもらって、初めて購入を勧めるというものであります。

繰り返しますけれども、人間関係をつくる、相手の状況を知る、必要性を理解してもらう、行動に移ってもらう、これがお金を出してもらうに当たってのステップであり、基本であると考えます。納税についても共通するものがあるものと思っておりますが、いかがでございましょうか。

しかしながら、今の執行部の姿勢には、これらの要素が欠けているとしか言いようがありません。

なぜこのような言い方をするかといいますと、以前にも一般質問でも述べましたけれども、人事異動のサイクルが非常に短いことを指摘せざるを得ません。

ことし4月現在で見えますと、納税対策室を含む税務課職員としての勤続年数は、平均で1年6カ月であります。その中でも、柱になるべき課長補佐やグループ長をあわせて見ますと、6年勤続者が1名おりますけれども、勤続3年が1名、2年が1名、1年が1名、あとの3名は新任であります。役付き職員以外をとっても同様であります。22年度も23年度もほぼ同様であります。もちろん徴税に関する技術あるいはテクニク、こういったものは研修を受けたり、あるいは数カ月実地に行動すれば身につくことでありましょう。市長に言わせれば職員は皆優秀であり、勤務時間の長短は関係ないと言うかと思えますけれども、私はここに大きな問題点があると思っております。

その一つは、さきに述べました自分の命に次いで大事なお金を出してもらう第一歩である納税者との人間関係をつくるという基本ができていないということであり、企業誘致に関しても同様であり、相手企業の担当者と人間関係をつくるのが基本であると考えております。

突然見たこともない人があらわれて、私は市役所の者です。払っていただく税金がこれだけあります。払ってください。払わなければ差し押さえますと言われても、素直に支払う気持ちにはなれないのではないのでしょうか。奥の手を出す前に、相手の状況を理解して、相手の立場に立って考えること、場合によっては納税者のライフプランも一緒に考えてあげること、これが必要ではないのでしょうか。

そして、二つ目は、短期間に職場が変わるということは、職員の無責任体質をつくり上げていないかということであり、どうせ2年もすれば他の部署へ異動するから精魂込めてやる必要はないという考えが職員に植えつけられていないかという疑念が払拭できないのであります。

一方で、納税者から見れば、あの担当者はどうせすぐにかわるから適当にあしらってあげばという考えも発生すると思われ、

このような観点から、特に税務担当職員の勤務年数は長期化すべきと考えますが、いかがでしょうか。回答をお願いします。

それから、収納率アップは全庁的な問題であります。このような観点から、次のような方法はいかがかと提案しますので、検討の上、回答をお願いします。

つまり市の職員は、一つの行政区に約2名程度の割合で居住している計算になります。自分の居住する区は各種の弊害があるかと思われ、居住区以外の近隣区について担当を決めて、全職員に徴税業務に関して責任を持っていただくこととあります。

もちろん徴税業務そのものは税務担当職員でなければならないと思っておりますので、人間関

係の確立、納税者の情報把握、納税の必要性を理解していただくなど、こういった職務を担当するというものであります。実績が上がった職員には手当を加算することも考えるべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

これまで私は知らなかったのですけれども、キヤノングローバル戦略研究所に柏木さんという女性の方がおりまして、自治体の徴税事務に関しその道では有名な方のようにあります。この方が言うには、徴税にはいろいろな手段があるが、基本的なことは、自治体ができるべきことをきちんとやり、実情に合わせて創意工夫を重ねることであるということを書いております。税収が上がらないのは、やるべきことをやらないか、あるいは創意工夫が足りないと言っているのであります。

それから、先般、視察研修として税金の収納率が大幅に向上した自治体へ4名で行ってまいりました。衝撃的な研修でありました。長崎県平戸市であります。世帯数1万4,000余、人口3万6,000余と笠間市の半分にも満たないぐらいであり、キリシタン発祥の地として歴史を感じるまちでありました。また、長崎県の中心地から外れ、これといった産業がないだけに、古くからの住民が多いものと思われまます。この平戸市の23年度における市税6税の収納率は、滞納分も含め94.2%、市民税の現年分は99.1%、国保税は84.5%で、同じく現年分は94.6%と、非常に高い数字を示しております。

この数字を笠間市と比較して言いますと、市民税の収納率が平戸市94.2、笠間市87.5、市民税の現年分が平戸市99.1、笠間市96.1、国保税は平戸市が84.5、笠間市が58.4、同じく国保税の現年分は平戸市が94.6、笠間市が85.3%と大きく差があります。

市税の収納率はもともと笠間よりすぐれておりまして、19年度が89.4%でありました。21年度は92.3%、23年度は94.2%と大幅に上昇しております。担当者は、当たり前のことを行っているだけと書いてありますが、その裏には大きな意識の変革があったのです。

説明によれば、18年3月に財政危機宣言を受け、本格的な収納対策に取り組んだとのことでありました。この結果、滞納処分は、平成21年度987件、22年度1,460件、23年度1,337件と、多いときは1年間で全世帯数の1割に相当する滞納処分を実施しております。さらに、搜索件数は、21年度が70件、22年度95件、23年度61件と、比較にならない数字になっております。

ただし、これを実行するには、市長を初め、職員の相当な覚悟が必要と考えました。特にこれから後何期も市長を務めたいと思っている場合、これを実行に移すにはトップとしての勇気と決断が必要であります。今限り、現時点に精力を使い果たすぐらいの度量が必要と感じました。

そこで、笠間市の過去3年間の滞納処分と搜索の件数はどのようなになっているか。先ほどちょっと回答がありましたが、この辺もう一度回答をお願いいたします。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。



市長公室長（深澤悌二君） 鈴木（裕）議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

企業誘致推進室につきましては、これまで企画政策課内に設置しておりましたが、平成24年度の行政組織機構の改正に当たり、都市建設部内に組織することで、道路整備、造成工事、開発行為など企業誘致に伴う条件整備の対応が一体的に部内で連携して行える体制がとれること、また、地域振興及び定住化対策促進等と一体的に行うことでまちづくり業務の効果を最大限発揮できると考え、同部に新たに設置したまちづくり推進課に集約したものでございます。

企業誘致推進室の業務体制といたしましては、新設した平成20年度から担当2人体制とした人員体制でございます。また、誘致する上での交渉など対外的な面もあることから、役職等を考慮した中で人員配置についても行ってまいります。

企業誘致は、新たな財源確保や雇用の創出など市への波及効果は極めて大きいことから、今後においても、本体制により積極的に企業誘致の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長（仲田幹雄君） 鈴木（裕）議員の再度のご質問にお答えいたします。

新設企業4社の業種、設備投資額、雇用人数の件でございますが、まず業種でございますが、製造業が3社、流通業が1社でございます。それから、設備投資でございますが、まだ工事が完了していないことや企業の個別情報ということで公表しておりませんので、市としては把握しておりません。

それから、雇用人数でございますが、4社合計で130人程度と伺っております。

○議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

総務部長（阿久津英治君） 鈴木（裕）議員の再度のご質問にお答えします。

相手にお金を出していただく四つのステップ、あと職員の在勤年数をふやすべきではないかのご質問かと思いますが、議員ご指摘のとおり、お金を出していただくための四つのステップは、滞納整理におきましても共通する部分があるかと思えます。

そのようなことを踏まえまして、配属になりました税務担当職員として納税者への対応も信頼関係を築くことに努めまして、また滞納者への納税相談におきましても、相談経過記録等がデータとして管理されておりますことから、新規に異動してきた職員におきましても、管理記録等をもとに同様の対応をとることにより、滞納額の減少に努めているところでございます。

議員がおっしゃる在勤年数の平均が1年6カ月ということでございますが、例えば在勤3年の職員と異動してきた職員、これは在勤ゼロになるわけですけれども、その2人の平均が1年6カ月になってしまうというのと同様の計算の仕方が出てきた平均、在勤年数かと思えます。実際は、市の職員は過去の税務職勤務通算年数で見させていただきますと、通算で4年6カ月が平均となっております。

そういうことで、税務課の職員全体の平均で見ましても4.4カ月以上ということで、新規採用職員以外は、大半が税務職を経験している状況であります。

在勤年数につきましては、このように過去に税務経験のある者を配属したり、税務課から異動した職員が異動先の課において、保険料ですとか、使用料ですとかそういった料金の徴収業務の行った先での向上が図れるなどのメリットもございまして、一定期間での人事異動は必要と考えております。

次に、滞納は全庁的な問題であるとの議員からのご指摘であります。納税者と市職員とのかかわり方は大変重要であると考えております。納税をしていただいた市民の方々が不公平感を持たないような、かつ持たれないような公平な徴収が行われることが大切かと思えます。

税の徴収に関する業務におきましては、徴税吏員を任命された職員が当たることとなりますが、個人情報扱うことでもあり、全職員が同じように徴収業務を行うことは慎重な対応が求められるところでございます。

しかし、納税者としての市民の皆様は納税の必要性を理解していただくのは、市職員として当然のことです。今後、滞納解消に向け、全庁的な職員の意識改革についても検討して、危機感を共有してまいりたいと考えております。

続きまして、過去3年間の滞納処分と検索の件数はそれぞれどのようであったのかとご質問でございますけれども、徴収率アップの基本は、議員がおっしゃるように、やるべきことをやり、実情に合わせて創意工夫をすることだと考えております。

そのためには、税法に基づき淡々と滞納処分を進め、差し押さえ等処分の件数をふやすことこそが効果的な対策だと考えております。

これらを踏まえまして、笠間市でも、平成21年度から滞納整理方針の大幅な見直しを行い、差し押さえ等の処分を中心とした滞納整理を実施しております。平成23年度には、市単独での不動産会公売を実施し、今年度平成24年度には検索差し押さえ及びタイヤロックを実施し、差し押さえた動産のインターネット公売を実施するまでに至っております。

また、新たな滞納をふやさないために現年度課税に対して早期の催告が必要なため、催告内容を強めながら根気強く実施してまいります。

しかし、現時点で徴収率が悪いということは、滞納整理方針に対する努力がまだ足りないのと、まだまだ創意工夫もする余地があるのではないかと考えております。

先ほどご質問なされた過去3年間の差し押さえと滞納処分を行った件数でございますが、平成21年度は201件、平成22年度は461件、平成23年度は382件でございます。平成24年度については、11月末現在で申しますと既に347件実施したところで、年々これらの強化を図ってきたところでございます。

ただ、平成23年度につきましては、震災の影響により全県的に差し押さえ等を自粛した経緯がございますので、笠間市でも減少している状況でございます。

○議長（柴沼 広君） 鈴木裕士君。

10番（鈴木裕士君） 細かいことはいろいろ質問したいのですが、時間の都合もありますので、私の言いたいことを言わせていただきます。

茨城県人の気質、他の県に比較して平野が広く、首都圏に近いという地理的条件から、昔から食うに困らず、貪欲さ、ハングリー精神に欠けると言われております。このような形が、だれかやるだろう、いつかやるだろう、どうにかなるだろうということで、日本全国の中でも最低な収納率のランクに位置し、企業の誘致がおくれているという現実を招いているのではないかなと言っても過言ではないと思っております。

目を県外に向けて、収納率アップによいと思われる手法はどんどん取り入れてみてはいかがでしょうか。

さらに、笠間市に所在しながら茨城県が所有する工場流通団地の広大な土地がありますがけれども、これらについても、県とタイアップして、あるいは県の動きもちょっと鈍いように感じます。タイアップするなり、あるいは県をリードする、こういった形で企業誘致を図ることが、これからの笠間市の命運を担っていると考えております。

職員を初め、執行部の皆さんは、我々努力している、一生懸命仕事していると反論されることと思えますけれども、民間では数字が上がらなければ努力したことにならないというのが常識であります。平戸市のように全国でもトップクラスには言いませんが、ふんどしを締め直して、せめて茨城県の中では上から10番目以内には顔を出して、県内で胸を張って歩けるようにしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、そのためには、先ほども回答にありましたけれども、これから特に力を入れてなさなければならない何か具体的な方法がありましたら、お聞かせください。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

総務部長（阿久津英治君） 再度の鈴木（裕）議員のご質問にお答えします。

徴収率で県内10位ぐらいを目指し、そのためには何をしなければならないのかとのご質問かと思えます。

徴収率アップの具体的方策としては、まず滞納者の納税に対する意識を変えるために、差し押さえ等厳しい滞納処分に取り組むことによりまして、市民の納税意識の高揚を図りたいと考えております。

このため、引き続き財産調査による適正な滞納処分、自主納付の推進、搜索等による動産の差し押さえ、公売を強化、継続してまいります。

現在、全国の自治体が、行政運営に欠かせない財源の確保のために徴収率向上に努力している状況ですので、早々に結果をあらわすということができないかもしれませんが、一日も早く県内上位になれるよう、市職員一同連携しながら努力していきたいと考えております。

10番（鈴木裕士君） ありがとうございました。

○議長（柴沼 広君） 鈴木裕士君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（柴沼 広君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議はあす開きますので、ご参集ください。

午後1時38分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 柴 沼 広

署 名 議 員 小 園 江 一 三

署 名 議 員 石 崎 勝 三